

年末年始の市の仕事

市の仕事は、12月29日(日)～1月3日(金)はお休みします。年末年始は、区役所などの窓口は大変混み合いますので、手続きはお早めをお願いします。

区役所 婚姻届・死亡届等の戸籍届の受け付け、埋火葬許可証の交付は、12月29日(日)～1月3日(金)も区役所・総合支所守衛室(☎は9ページ)で24時間(秋保総合支所は8:30～20:00)受け付けます。

市営バス・地下鉄 運行ダイヤや窓口業務の営業時間に変更があります。詳しくは交通局ホームページをご覧ください。ただ、交通局案内センター☎222・2256(12月29日(日)～1月3日(金)は8:30～17:00)にお問い合わせください。

ガス・水道 以下の窓口は年末年始も24時間受け付けます。
●ガス局保安待機☎256・2111(ガス漏れ等の受け付け)
●水道修繕受付センター☎304・3299(水道管の破裂・漏水等の受け付け)

下水道 下水道本管と公共ますの間が詰まった、公共マンホールや下水道管に破損がある等の場合には、市役所守衛室(☎261・1111)に連絡してください。宅内排水設備の不具合については、排水設備業者に直接連絡してください。

施設の休館 スポーツ施設、教育・文化施設等は休館期間が異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

ごみの収集等

収集日を守って、収集日当日の早朝から8:30までに、決められた集積所に出してください。

●「家庭ごみ」の収集

収集曜日	年末最後の収集日	年始最初の収集日
月・木曜日地区	12月30日(月)	1月6日(月)
火・金曜日地区	12月27日(金)	1月3日(金)
水・土曜日地区	12月28日(土)	1月4日(土)

●「プラスチック資源」の収集

収集曜日	年末最後の収集日	年始最初の収集日
月曜日地区	12月30日(月)	1月6日(月)
火曜日地区	12月24日(火)	1月7日(火)
水曜日地区	12月25日(水)	1月8日(水)
木曜日地区	12月26日(木)	1月9日(木)
金曜日地区	12月27日(金)	1月10日(金)

●「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の収集

収集曜日	年末最後の収集日	年始最初の収集日
月曜日地区	12月30日(月)	1月6日(月)
火曜日地区	12月24日(火)	1月7日(火)
水曜日地区	12月25日(水)	1月8日(水)
木曜日地区	12月26日(木)	1月9日(木)
金曜日地区	12月27日(金)	1月10日(金)
土曜日地区	12月28日(土)	1月4日(土)

●「紙類」の収集

収集曜日	年末最後の収集日	年始最初の収集日
月曜日地区	12月16日(月)	1月6日(月)
火曜日地区	12月17日(火)	1月7日(火)
◎水曜日地区	12月18日(水)	1月15日(水)
○木曜日地区	12月19日(木)	1月16日(木)
△金曜日地区	12月20日(金)	1月17日(金)
月曜日地区	12月23日(月)	1月13日(水)
火曜日地区	12月24日(火)	1月14日(木)
水曜日地区	12月25日(水)	1月8日(水)
木曜日地区	12月26日(木)	1月9日(木)
金曜日地区	12月27日(金)	1月10日(金)

収集曜日が毎月1・3回目の水曜日の地区(◎)は、1月1日(祝)の代わりに1月29日(水)に、木曜日の地区(○)は、1月2日(祝)の代わりに1月30日(木)に、金曜日の地区(△)は、1月3日(金)の代わりに1月31日(金)に収集します。

問お住まいの区的环境事業所(★)

青葉環境事業所☎277・5300、宮城野環境事業所☎236・5300、若林環境事業所☎289・2051、太白環境事業所☎248・5300、泉環境事業所☎773・5300

■ごみ等の窓口(12月28日(土)～1月5日(日))

業務内容	窓口等	業務を行う日
ごみに関する相談	各環境事業所(☎は★参照)	12月28日(土)・30日(月)
	家庭ごみ減量課☎214・8226	期間中は受け付けていません
燃やせるごみの受け入れ(粗大ごみは不可)	松森工場☎373・5399	
燃やせるごみ・粗大ごみ・スプリングマットレスの受け入れ	◆今泉工場☎289・4671 ◆葛岡工場☎277・5399	12月28日(土)～30日(月)
燃やせないごみ(プロック・れんがなど)の受け入れ	石積埋立処分場☎358・6662	
事業系紙類の受け入れ	青葉環境事業所・若林環境事業所(☎は★参照)	12月28日(土)～30日(月)
	宮城野環境事業所・泉環境事業所(☎は★参照)	12月28日(土)・30日(月)
粗大ごみ収集受け付け	粗大ごみ受付センター☎716・5301	期間中は受け付けていません
し尿の臨時くみ取り受け付け	資源循環企画課☎214・8231	
犬猫などの死体処理の受け付け	ペット斎場☎373・7469	12月28日(土)・30日(月)、1月4日(土)
リサイクル品の展示・受け入れ等	葛岡リサイクルプラザ☎277・8573、今泉リサイクルプラザ☎289・6401	1月5日(日)

◆印の工場の窓口は、年末は大変混み合いますので、なるべく年末を避けて搬入をお願いします。特に葛岡工場は、待ち時間が長くなるのが予想されますので、時間に十分余裕を持ってお越しください

福祉資金	自動車資金	教育資金	生活資金	使途	限度額	融資利率	融資期間
要がある生活資金	換えよび費用	なを校の本人	えその居結	その移婚、葬祭、住	200万円	年2.75%	最長7年
100万円	200万円	300万円	200万円				
年1.25%	年1.45%	年1.45%	年2.75%				
最長7年(据え置き期間1年以内を含む)	最長7年	最長10年(据え置き期間5年以内を含む)	最長7年				

証料は不要です。利子の補給制度もありませんのでご相談ください。申・電話で東北労働金庫0120・1919・62、市民生活課☎214・6148

区役所・総合支所に「遺族サポート窓口」を開設しています

「ご家族が亡くなられた際に必要となる手続きを受け付け・案内する「遺族サポート窓口」を、各区役所・総合支所に開設しています。事前に申し込みいただければ、必要な手続きや持ち物をあらかじめご連絡するとともに、住所・氏名等を印字済

みの申請書を用意します。亡くなられた方が住民登録していた区の区役所(総合支所の区域内の場合は総合支所)で利用が可能です。

●開設日時 平日午前8時半～午後5時 ●電話または市ホームページからの事前申し込みが必要 ●詳しくは市ホームページをご覧ください

申・問ご遺族サポート窓口【青葉区】☎399・9801、【宮城野区】☎291・29840、【若林区】☎282・1487、【太白区】☎247・1374、【秋保総合支所】☎796・0551、【泉区】☎344・6561

③ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進	②協働実践	①課題調査検証	助成対象事業	助成額
300万円(上限)	150万円(上限)	50万円(上限)		

社会や地域の課題解決に取り組む事業に助成します

申請には事前相談が必要です(相談期間は12月13日(金)まで。希望日の4日前(土・日曜日、祝日を除く)までに要予約) ●詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。問市民協働推進課☎214・8002

エレメンティブをこまごま

車間距離にゆとりを持った加速・減速の少ない運転や、緩やかな発進などのエコドライブは、大気汚染防止だけではなく燃料消費を抑えることにもつながります。一人一人が環境に優しい運転を心がけましょう。

若林区図書館の臨時窓口の終了について

大規模改修工事のため若林区中央市民センター別棟2階に開設中の臨時窓口は、12月27日(金)に終了します。12月28日(土)から1月31日(金)までは開館準備のため休館し、2月1日(土)より開館予定です。

問若林区図書館☎282・1175

勤労者融資制度をご利用ください

税のお知らせ

●固定資産税・都市計画税の納期限は1月6日(月)です。固定資産税・都市計画税の第4期分は、1月6日(月)までにお近くの金融機関などで納めてください。口座振替をご利用の方も1月6日(月)に振り替えになります。

問収納管理課☎214・1010

●家屋を取り壊した時はお知らせください。家屋の取り壊しや用途変更をした方、または取り壊しなどを予定している方は、家屋が所在した(する)区の担当課までお知らせください。なお、滅失登記をした場合は連絡不要です。

問北固定資産税課【青葉区】☎214・8604【泉区】☎214・8605、南固定資産税課【宮城野区・若林区】☎214・8694【太白区】☎214・8695

●東日本大震災による固定資産税・都市計画税の軽減措置について

東日本大震災で被災した固定資産の所有者等がそれに代わる新たな固定資産(代替資産)を取得等した場合に、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けられることがあります。代替資産を取得等した翌年の1月31日までに申告が必要です。

対象資産	内容	適用期間
滅失または損壊した住宅の敷地に代わるものとして取得した土地(被災代替住宅用地)	令和8年3月31日までに取得した被災代替土地について、更地の場合でも一定の部分住宅用地とみなし、課税標準の特例を適用	取得した翌年から3年間
滅失または損壊した家屋の代替家屋(被災代替家屋)	令和8年3月31日までに取得または改築した被災代替家屋について、一定の床面積の税額を軽減	取得または改築の翌年から6年間
滅失または損壊した償却資産の代替償却資産(被災代替償却資産)	令和8年3月31日までに取得または改良した被災代替償却資産について、課税標準の特例を適用	取得または改良の翌年から4年間

問物件の所在する地域の下記担当課まで

対象	物件所在地域	担当課	電話番号
土地・家屋	青葉区	北固定資産税課	(土地) ☎214・8596
			(家屋) ☎214・8604
	泉区	南固定資産税課	(土地) ☎214・8597
			(家屋) ☎214・8605
宮城野区・若林区	南固定資産税課	(土地) ☎214・8689	
		(家屋) ☎214・8694	
太白区	南固定資産税課	(土地) ☎214・8690	
		(家屋) ☎214・8695	
償却資産	全区	資産課税課	☎214・8619